

平成 23 年 6 月 30 日以後終了する事業年度に係る申告をする際の注意点
(法人事業税・地方法人特別税・法人住民税)

様式の読み替えについて

地方税と法人税の様式の適用事業年度の違いにより、現在使用している申告書中の欄について、読み替えが必要となる場合があります。平成 23 年 6 月 30 日以後終了する事業年度について、東京都作成の申告書を使用して申告する場合には、以下のとおり、様式を読み替えていただきますようお願いいたします。

(1) 第 6 号様式 (中間・確定申告書)

欄	読み替え前	読み替え後
③	みなし配当の 25%相当額の控除額	国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額
⑥	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③-④+⑤	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②+③-④+⑤
⑥ ⁵	所得金額 (法人税の明細書 (別表 4) の (35)) 又は個別所得金額 (法人税の明細書 (別表 4 の 2 付表) の (44))	所得金額 (法人税の明細書 (別表 4) の (37)) 又は個別所得金額 (法人税の明細書 (別表 4 の 2 付表) の (46))
⑦ ²	法人税の所得金額 (法人税の明細書 (別表 4) の (44)) 又は個別所得金額 (法人税の明細書 (別表 4 の 2 付表) の (50))	法人税の所得金額 (法人税の明細書 (別表 4) の (46)) 又は法人税の明細書 (別表 4 の 2 付表) の (52))

(2) 第 6 号様式別表 1 (課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書)

欄	読み替え前	読み替え後
③	みなし配当の 25%相当額の控除額	国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額
④	差引個別帰属法人税額 ((①+②-③) と (①の括弧書) のうちいずれか多い額) 又は差引法人税額 (①+②-③)	差引個別帰属法人税額 ((①+②+③) と (①の括弧書) のうちいずれか多い額) 又は差引法人税額 (①+②+③)
⑨	当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書) - (①+②-③)	当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書) - (①+②+③)
⑬	完全子会社・非完全子会社	特定連結子法人・非特定連結子法人

(3) 第6号様式別表5 (所得金額に関する計算書)

欄	読み替え前	読み替え後
①	法人税の明細書(別表4)の(35)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(44)	法人税の明細書(別表4)の(37)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(46)

(4) 第10号様式(課税標準の分割に関する明細書その1)

欄	読み替え前	読み替え後
③	<u>みなし配当の25%相当額の控除額</u>	<u>国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額</u>